

総会

配布：一般

2012年11月30日

第67回会期

議事日程議題 83

総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/67/L.1)]

67/1 国内および国際レベルにおける法の支配に関する総会のハイレベル会合の宣言

総会は、

以下の宣言を採択する。

国内および国際レベルにおける法の支配に関する総会のハイレベル会合の宣言

私たち、国家元首および政府の長並びに代表団の長は、法の支配および全ての国家間の政治的対話と協力そして国際連合が構築した三つの主要な柱、すなわち国際の平和および安全、人権並びに開発の更なる発展のための法の支配の根本的な重要性に対する私たちの公約を再確認するため、2012年9月24日にニューヨークの国際連合本部に参集した。私たちは、私たちの前にある多くの複合的な政治的、社会的および経済的変化から生ずる課題と機会に対する私たちの全体としての対応は、それが国家間の友好的且つ公平な関係の基礎でありまた公平且つ公正な社会が築かれる基本であるので、法の支配によって導かれなければならない。

I

1. 私たちは、より平和な、繁栄したまた正しい世界のなくてはならない根拠である、国際連合憲章

の目的および原則、国際法と正義に対するそして法の支配に基づく国際秩序に対する私たちの厳粛な誓約を再確認する。

2. 私たちは、法の支配が、平等に全ての国家に、そして国際連合およびその主要機関を含む、国際機構に適用されること、また法の支配と正義に対する尊重とその促進が、その活動の全てを導くべきでありまたその行動の予測と合法性に一致すべきであることを認識する。私たちは、国家自身を含む、公的および私的なあらゆる個人、制度並びに団体が、公正、公平且つ平等な法に対して責任を有することおよび法の平等な保護に対していかなる差別も無しに権利を有していることも認識する。

3. 私たちは、国際連合憲章の目的および原則に従って、世界中に公正且つ永続的な平和を確立することを決意する。私たちは、全ての国家の主権平等を支持し、全ての国家の領土保全および政治的独立を尊重し、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、国際連合の目的および原則と両立しないいかなる方法によるものを慎むこと、そして平和的手段によるまた正義と国際法の諸原則に一致した紛争の解決、植民地支配や外国の支配の下に未だある人民の自決権、国家の国内問題への不干涉、人権および基本的自由の尊重、人種、性、言語または宗教のような差別なしに全ての者の平等な権利の尊重、経済的、社会的、文化的若しくは人道的性格の国際問題を解決することにおける国際協力並びに憲章に従って想定される義務の誠実な履行を支持する、あらゆる努力を支持することに再び専念する。

4. 私たちは、特に、交渉、審査、周旋、仲介、調停、仲裁裁判および司法的解決その他当事者が選ぶ平和的手段を通じた、平和的手段により国際紛争を解決する、全ての国家の義務を再確認する。

5. 私たちは、人権、法の支配および民主主義が結び合わされまた相互に補強していることそしてそれらが、国際連合の普遍的且つ分割できない中核的価値と原則に属していることを再確認する。

6. 私たちは、全ての者のあらゆる人権および基本的自由に対する普遍的な尊重、およびその監視と保護を促進する国家の義務を遂行する私たちの国の厳粛な責務を再確認する。これらの権利と自由の普遍的な性格は、疑いもない。私たちは、あらゆる種類の差別無しに、全ての者の人権と基本的自由を尊重する、国際連合憲章に一致した、全ての国家の責任を強調する。

7. 私たちは、法の支配と開発は、強く相互に関係しまた相互に補強していること、国内および国際

レベルでの法の支配の推進は、持続的且つ包括的な経済成長、持続可能な開発、貧困と飢餓の削減並びに開発の権利を含むあらゆる人権と基本的自由の完全な実現にとって不可欠であること、そしてその全てが今度は法の支配を強化していることを確信し、そしてこの理由のために、私たちはこの相互関係が2015年以降の国際的な開発議題において審議されるべきことを確信している。

8. 私たちは、包括的な、持続可能なまた公平な開発、経済成長および雇用を生み出すこと、投資を生み出した企業家精神を促進するための公正な、安定したまた予測可能な法的枠組みの重要性を認識し、またこれに関連して私たちは、国際商取引法を近代化した調和させることにおける国際連合国際商取引法委員会の活動を賞賛する。

9. 国家は、経済的および社会的発展の十分な達成を、とりわけ途上諸国におけるものを妨げる国際法と国際連合憲章と一致しない、あらゆる一方的な経済的、財政的または取引上の措置を公布した適用することを慎むことが強く促される。

10. 私たちは、国家の国内戦略の不可欠な部分として法の支配を進めることにおいて、諸国によりとられた進展を認識する。私たちは、法の支配の分野において国の経験の広範な多様性において反映された国際的な規範と基準に基礎をおく、共通の特徴があることも認識する。これに関連して、私たちは、国家実行と包括的対話を共有することを促進することの重要性を強調する。

11. 私たちは、法の支配活動、あらゆる個人の必要性和権利に対して利用可能且つすぐに反応しそして信頼を構築した社会的結束を促進する司法制度および治安制度を強化することと経済的繁栄における国の主体的取組の重要性を認識する。

12. 私たちは、良い統治の原則を再確認しそして刑事、民事および行政裁判、商事紛争解決並びに法的扶助を含む法の支配に関係がある公的サービスの効果的、公正な、差別のないまた公平な提供を約束する。

13. 私たちは、司法制度の不偏性と完全性を含めて、その独立性は、法の支配を支持した司法行政における差別がないことを確保するために、欠くことのできない必要条件であることを確信する。

14. 私たちは、脆弱な集団の構成員を含む、全ての者の裁判を平等に利用できる権利と法的権利に関する意識向上の重要性を強調し、またこれに関連して私たちは、法的扶助を含む、全ての者の裁判の利用を促進する公正な、透明な、効果的な、差別のないそして責任のあるサービスを提供するためあらゆる必要な措置を講じることを約束する。

15. 私たちは、国際人権法に従った場合には、非公式の司法制度が、紛争解決において積極的な役割を果たすこと、そしてだれも皆、とりわけ女性と脆弱な集団に属する者が、これらの司法制度に対する十分且つ平等な利用権を享受すべきことを認識する。

16. 私たちは、男女の平等の基礎の上に、女性が法の支配の利益を十分に享受することを確保する重要性を認識し、そして彼女たちの平等な権利を支持した統治機関および司法制度におけるものを含む、彼女たちの十分且つ平等な参加を確保するために法を用いることを約束し、また、あらゆる形態の差別および女性に対する暴力を防止し且つ対処するためのそして彼女たちの能力開発と地位向上および裁判に対する十分な利用権を獲得するための適切な法的および法律の定めた枠組を確立することを再び約束する。

17. 私たちは、あらゆる行動における子どもの最前の利益を確保しつつ、差別、暴力、虐待および搾取からの法的保護を含む、子どもの権利の保護のための法の支配の重要性を認識し、そして子どもの権利の完全な実施を再び約束する。

18. 私たちは、紛争予防、平和維持、紛争の解決および平和構築の主要な要素の一つとしての法の支配の重要性を強調し、移行期司法を含む司法が、紛争中および紛争後の状況にある国において持続可能な平和の重要な基本的要素であることを強調し、また国際連合を含む国際社会が、そのような国々が移行期間中に特別な課題に直面する時、その要請に基づいて、そのような国々を援助しまた支援する必要性を強調する。

19. 私たちは、より効果的な文民能力の提供を目的とした、平和維持活動の職務権限に一致した平和維持活動を通じたものを含む、紛争直後の時期における、国の文民能力開発と制度構築並びに法の支配の分野を含む、強化された国際的、地域的、南北、南々および三角協力を支援することの重要性を強調する。

20. 私たちは、国際人道法のより重要な遵守が、武力紛争の犠牲者の状況を改善するための絶対不可欠な必要条件であることを強調し、また私たちは、あらゆる状況において国際人道法を尊重しまたその尊重を確保する全ての国家並びに武力紛争のあらゆる当事者の義務を再確認し、また国のレベルでの国際人道法の広範な普及と完全な履行の必要性をまた強調する。

21. 私たちは、説明責任を確保し、司法の役目を果たし、被害者への救済を提供し、治癒と和解を促進し、治安制度についての独立した監督を規定しそして国家機関の信頼を回復しまた法の支配を促進するための最大範囲の司法上のまた司法上でない措置と一体となっている移行期司法に対する包括的な対処方法の重要性を強調する。この観点から、私たちは、国際人権法と国際人道法の過去の違反およびその原因と結果の様式を調査するものを含む、真実追求過程が司法過程を補完することができる重要な手段であることを強調する。

22. 私たちは、刑事責任の免除が、ジェノサイド、戦争犯罪および人道に対する罪若しくは国際人道法違反と人権法の甚だしい違反を寛大に取り扱うものではないこと、そしてそのような違反は、適切に調査されまた国内制度または適切な場合には、国際法に従った、地域的若しくは国際的な制度を通して、あらゆる犯罪の実行者を訴追することによるものを含む、適切な制裁が科されることを確保することを約束し、またこの目的のために、私たちは国家に対し、国内の司法制度および機関を強化することを奨励する。

23. 私たちは、刑事責任の免除を終わらせそして法の支配を確立することを目的とする多国間制度における国際刑事裁判所の役割を認識し、またこの観点から、私たちは国際刑事裁判所のローマ規程<sup>1</sup>の当事国となった国家を歓迎し、そしてまだ同規程の当事国でない全ての国家に対し、それを批准することまたはそれに加入することを考慮することを求め、そして同裁判所との協力の重要性を強調する。

24. 私たちは、違法なネットワークを解体しまた世界的な薬物問題とそれらの全てが国の治安を脅かした持続可能な開発と法の支配を損なう、資金洗浄、人身取引、武器取引および組織犯罪の他の形態を含む、越境組織犯罪に対抗するために、共有責任の原則に基づきまた国際法に従った、強化された国際協力の重要性を強調する。

---

<sup>1</sup> 国際連合、条約集、第 2187 巻、No.38544

25. 私たちは、経済成長と開発の進行を妨害し、公的信頼、合法性および透明性を蝕みまた公正且つ効果的な法の制定並びにその執行、実施と適用を阻止する汚職の悪影響を確信し、それ故犯罪問題に関係する国家間の関係を強化することによるものを含む、汚職に対処することとそれを予防することにおける不可欠な要素としての法の支配の重要性を強調する。

26. 私たちは、国際の平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成するものとして、誰により、何時また何の目的のためにより行われたものであっても、あらゆるテロの形態並びに表現におけるテロリズムに対する私たちの強い且つ明白な非難をくり返し表明する。また私たちは、テロとの戦いに用いられるあらゆる措置が、国際連合憲章、とりわけその原則と目的そして関連する条約および議定書、とりわけ人権法、難民法、人道法を含む、国際法の下での国家の義務に従うべきものであることを再確認する。

## II

27. 私たちは、政策決定および基準設定を通したまた国際法の漸進的発達およびその法典化を通した法の支配のあらゆる側面における法の支配に対し、国際連合の主要な審議機関と代表機関としての、総会の疑いのない貢献を認識する。

28. 私たちは、国際の平和および安全に関する安保理の主要な責任を果たしている一方で、法の支配に対する安全保障理事会の疑いのない貢献を認識する。

29. 国際の平和および安全を維持しまた回復することにおける効果的な集団的措置についての国際連合憲章の下での役割を認識しつつ、私たちは、安全保障理事会に対し、制裁が、可能な限り悪い結果を最小化するために明確な目的と注意深く立案されたことで、注意深く対象を特定することおよび公正且つ明確な手続が維持されまた更に策定されることを確保し続けることを奨励する。

30. 私たちは、法の支配を強化すること、貧困の削減を追求することおよび持続可能な開発の経済的、社会的並びに環境的次元を促進することに対する経済社会理事会の疑いのない貢献を認識する。

31. 私たちは、国家間の紛争に判決を下すことおよび法の支配の奨励のためのその活動の価値におけるものを含む、国際連合の主要な司法機関である国際司法裁判所の疑いのない貢献を認識する。そして私たちは、国家が当事者である事件における国際司法裁判所の決定に従う全ての国家の義務を再確認する。また私たちは、国際司法裁判所規程に従ってその管轄権をまだ受諾していない国家に対し、その受諾を考慮することを求める。私たちは、国際司法裁判所の勧告的意見を要請する国際連合の関連機関の能力もまた想起する。

32. 私たちは、国際的および国内のレベルでの法の支配を先に進めることにおける、国際海洋法裁判所並びに他の国際的な裁判所と法廷の疑いのない貢献を認識する。

33. 私たちは、国際法の漸進的発達および法典化を通して国際的レベルでの法の支配を先に進めることにおける国際法委員会の活動を賞賛する。

34. 私たちは、国のレベルでの法の支配における議会の不可欠な役割を認識し、また国際連合、国の議会および列国議会同盟間の相互作用を歓迎する。

35. 私たちは、国際的レベルでの良い統治が法の支配を強化するために重要であることを確信し、また関連する諸決議および諸決定に従って、総会を活性化すること、安全保障理事会を改革することおよび経済社会理事会を強化することの継続的努力の重要性を強調する。

36. 私たちは、現実をより良く反映した開発途上国の声と参加を強化する、統治構造の改革、定数およびブレトン・ウッズ機関の投票権に関する重要な決定に留意し、また私たちはより効果的で、信頼の置ける、説明責任のあるまた合法的な機関を提供するためこれらの機関の統治を改革することの重要性をくり返し表明する。

### III

37. 私たちは、国家が国際法の下でのその全ての義務に従うものとするを再確認し、また強化された技術的支援と能力構築を通して国家の各々の国際義務の国内的実施において、国家の要請があった場合には、国家に対する支援を強化する必要性を強調する。

38. 私たちは、国際協力の重要性を強調しまた資金供与国、地域的、準地域的および他の政府間機構、並びに非政府組織を含む関連する市民社会の関係者に対し、法の支配に関連する問題の教育と訓練を含む、技術支援と能力構築を、国家の要請で、提供すること並びに国際的および国内レベルでの法の支配に関する実行や教訓を共有することを招請する。

39. 私たちは、「司法制度の提供：国内および国際的レベルでの法の支配を強化する行動計画」と名付けられた事務総長報告書<sup>2</sup>に留意する。

40. 私たちは、事務総長に対し、法の支配の能力構築活動の効果を改善するため、国際連合機関内および資金供与国並びに資金受け入れ国とのより一層の調整および一貫性を確保することを要請する。

41. 私たちは、法の支配のあらゆる面における法の支配についての私たちの審議と促進を継続することの重要性を強調し、そしてこの目的のために、私たちは法の支配と国際連合の三つの主要な柱、すなわち平和と安全、人権そして開発との間のつながりを更に策定する総会における私たちの活動を追求することを決定する。この目的のため、私たちは事務総長に対し、広範な利害関係者の参加を得て、そのようなつながりをさらに策定するための方法と手段を提案すること、およびこのことを総会の第 68 回会期における総会への事務総長報告書に含めることを要請する。

42. 私たちは、ハイレベル会合の文脈における自発的な誓約を通じた法の支配を強化するための取組を承認し、および、知識を共有すること、模範例および地域的や南々協力を含む、国際的協力を強化することを目的とした誓約を含む、国家の国内優先事項に基づいた、誓約を個別に又は合同で行うことを考慮することを、そのようなことをまだしていない国に対して奨励する。

第3回本会合

2012年9月24日

---

<sup>2</sup> A/66/749